区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～一〇　略］					
一一　削除					
［一二～一八　略］					
一九	電気供給業務用	㈠　千葉県印旛郡酒々井町馬橋四〇四（一一六・四）	一七・二八七	〇	千葉県 印旛郡 酒々井町　馬橋
		㈡　千葉県千葉市富士見二の九の五（七四・五）		五〇	佐倉市　長熊、八木、高崎、寒風、城、木野子、小篠塚、大篠塚、馬渡 四街道市　中台、みそら四丁目、中野、和田、南波佐間、上野、山梨、小名木 千葉市　若松町、桜木町、貝塚町、都賀一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、高品町、祐光一丁目、同三丁目、同四丁目、道場北一丁目、院内一丁目、同二丁目、要町、栄町、中央一丁目、富士見一丁目、同二丁目

区別	重要無線通信の種類	当該伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所及び海抜高（メートル）（海抜高は括弧内に示す。）	と防止区域の外縁との交点の位置（中心線上、上の欄の㈠に掲げる空中線又は無給電中継装置からの平面距離（キロメートル）で示す。）	上の欄に掲げる交点を結ぶ線分の両側それぞれの幅（メートル）	当該区域に係る地域の名称
［一～一〇　同上］					
一一	同右	㈠　埼玉県三郷市新和二丁目四四二（四七・四）	四・二	〇	埼玉県 三郷市　新和三丁目、同四丁目、同五丁目、長沼、前川、戸ケ崎一丁目、同二丁目、同五丁目、戸ケ崎字大道西、同字上堤外 八潮市　大瀬、古新田
		㈡　埼玉県八潮市古新田（四〇・二）		五〇	
［一二～一八　同上］					
一九	同右	㈠　千葉県印旛郡酒々井町馬橋四〇四（一一六・四）	一七・二八七	〇	千葉県 印旛郡 酒々井町　馬橋
		㈡　千葉県千葉市富士見二の九の五（七四・五）		五〇	佐倉市　長熊、八木、高崎、寒風、城、木野子、小篠塚、大篠塚、馬渡 四街道市　中台、みそら四丁目、中野、和田、南波佐間、上野、山梨、小名木 千葉市　若松町、桜木町、貝塚町、都賀一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、高品町、祐光一丁目、同三丁目、同四丁目、道場北一丁目、院内一丁目、同二丁目、要町、栄町、中央一丁目、富士見一丁目、同二丁目